

第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1 消火器

1 設置場所等

消火器の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

(1) 設置場所

ア 消火器は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。

イ 室内に設置する場合にあつては、出入口部分に1個以上設置すること。

(2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講じること。

ア 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

2 付加設置

規則第6条第3項、第4項及び第5項により設置しなければならない消火器については、1によるほか次による。

(1) 規則第6条第3項の規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱い数量の算定は、「危険物の貯蔵又は取扱いの最大倍数の算定基準」により、それぞれ算定すること。

(2) 規則第6条第4項の規定の運用は、次によること。

ア 「変圧器」は、300ボルト以上の電路に接続するもので、出力が5キロボルトアンペア以上のものとする。

イ 「配電盤」は、300ボルト以上の電路に接続するものとする。

ウ 「変電設備」は、300ボルト以上の電路に接続するものとする。

エ 「発電設備」は、300ボルト以上の電路に接続するもので、出力が5キロボルトアンペア以上のものとする。

オ 「その他これらに類する電気設備」は、次に掲げるものとする。

(ア) 蓄電池設備（条例第13条に掲げるものをいう。）

(イ) 300ボルト以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの。（可搬式のものを含む。）

A 電動機

B 溶接器（出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。）

C 静電塗装設備

D 整流器（出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。）

E その他AからDに類するもの

（3）規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第44条に定める設備を設置する場所をいう。

（4）規則第6条第4項又は第5項に規定する床面積の算定は、別に定める。

3 特例

劇場及び映画館の客席等で規則第6条第6項の規定によることが困難な場合にあつては、令第32条の規定を適用し、次により設置することができる。

（1）客席部分の周壁又は客席等で最も近い廊下の出入口部分に分散配置すること。

（2）当該客席等の内部に配置した場合に必要なとされる消火器の所要数の20パーセント増しとした個数を設置すること。

第2 簡易消火用具

簡易消火用具の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

1 設置場所等

（1）水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近に設けること。

（2）乾燥砂又は膨張ひる石若しくは膨張真珠岩は、使用に際し容易に持ち出すことができる位置に設け、かつ、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面（屋内に設ける場合にあつては床面）から10センチメートル以上の台上に設けること。

2 材質等

（1）水バケツ及び消火専用バケツの容量は10リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

（2）膨張ひる石は、JISA5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JISA5007にそれぞれ適合するものであること。

第3 特例基準

一住戸が3層以下のメゾネット式の共同住宅においては、令第32条の規定を適用し、主たる出入口のある階の共用部分に各階に必要な消火器具をまとめて設置することができる。